

我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る
食品健康影響評価
（座長・座長代理案）

2004年12月
プリオン専門調査会

第1 はじめに

食品安全委員会は、厚生労働省及び農林水産省より、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項13号及び同条第3項の規定に基づき、我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価（同法第11条第1項）について意見を求められた（平成16年10月15日、関係書類を接受）。

プリオン専門調査会では、10月26日、11月16日、12月6日、12月22日、〇月〇日の〇回にわたって調査審議を行い、本報告書を取りまとめた。

本調査会は、我が国における牛から人へのBSEプリオンの感染リスク及び対策によるリスク低減効果等を検討する目的で、我が国におけるBSE対策全般について検証し、既に本年9月に「中間とりまとめ」を公表した。

今般の食品健康影響評価は、我が国において2001年の肉骨粉利用等の完全禁止措置をとった後、1年以上経過して出生した20ヶ月齢以下の若齢牛のリスク等について評価を行ったものである。

また、本評価報告は、厚生労働省及び農林水産省によって講じられたBSE関連施策（BSEサーベイランス、飼料規制、トレーサビリティ、と畜場におけるスクリーニング及びSRMの除去等）の効果も勘案し、科学的根拠に基づき総合的にリスク評価を行った結果である。

なお、本調査会は、20ヶ月齢以下のみならず、延髄門部の異常プリオンたん白質が現在のBSE検査の検出限界量に達していない場合には、21ヶ月齢以上のBSE感染牛においても検出することができない点を指摘しておきたい。

第2 意見聴取の概要

- ① と畜場におけるBSE検査について、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号、以下「BSE特措法」という。）第7条第1

項の規定に基づく検査対象となる牛の月齢の改正及び検査技術に係る研究開発の推進

- ② 特定危険部位（SRM）の除去の徹底
- ③ 飼料規制の実効性確保の強化
- ④ BSEに関する調査研究の一層の推進

第3 と畜場における BSE 検査について

1 BSE 特措法第7条第1項の規定に基づく検査対象となる牛の月齢の改正

(1) リスク評価の基本的な考え方

と畜場における BSE 検査の対象を全頭から 21 ヶ月齢以上に変更した場合のリスクについて評価する。リスク評価を行うに当たっての基本的な考え方は以下のとおりである。

- ① 評価に当たっては、英国の発症例、英国での感染実験及び日本の BSE 検査等のデータについて整理分析を行う。
- ② その上で、我が国における飼料規制、SRM 除去等の BSE 対策の効果を検証し、20 ヶ月齢以下の若齢牛に由来するリスクを推定することにより、検査月齢を 21 ヶ月齢以上に変更した場合のリスクを評価する。

(2) 関連の知見

① 英国での若齢の自然発症例

英国における約 18 万頭の発症例のうち、BSE の発生が最も多かったのは、1992 年と 1993 年である。これらの牛は最も濃厚汚染した飼料を食べたと考えられる。BSE 発症までの平均潜伏期を 5 年 ±1 年とすれば、濃厚汚染時期は 1986 ~ 1989 年である。1986 ~ 96 年（流行期）において、2 歳未満の発症牛が 2 頭（1987、1990 年生まれ）確認されている。これら 2 頭は飼料汚染がピークであったと推測される時期及びその直後の生まれであり、このような BSE プリオンに高濃度に暴露された状況下では、20 ヶ月齢以下でも発症する可能性がある。このことは発症の 3 ヶ月前から延髄門部を試料とした検査で BSE 陽性と判定することが可能であるとする推測（欧州委員会の報告）に基づけば、20 ヶ月齢以下でも検出可能かもしれない。ただし、我が国では、英国と比較し、牛の BSE の汚染状況、BSE プリオンの牛への暴露量の状況が大きく異なっており、直ちにこの推測が我が国に当て